

令和5年度 別海町の人事行政の運営状況について

令和6年7月
別海町

別海町では、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定及び別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、人事行政の運営等の状況について以下のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用及び退職者の状況（令和5年度）

区分	採用	退職者				
		定年	勸奨	普通	死亡	計
一般会計	15	1	0	6	0	7
他会計	8	1	0	8	0	9
計	23	2	0	14	0	16

※ 採用及び退職者(普通)には再任用職員を含む

(2) 部門別職員の状況

(令和5年4月1日現在 単位:人)

区分		職員数		
		令和4年度	令和5年度	増減
福祉関係を除く 一般行政職	議会	3	3	0
	総務	58	54	△4
	税務	11	10	△1
	農水	30	28	△2
	商工	8	8	0
	土木	29	28	△1
	小計	139	131	△8
福祉関係	民生	66	62	△4
	衛生	23	24	1
	小計	89	86	△3
一般行政計		228	217	△11
特別行政	教育	58	57	△1
公営企業等	病院	101	98	△3
	水道	8	8	0
	下水道	6	5	△1
	その他	57	56	△1
	小計	172	167	△5
総合計		458	441	△17

(3) 年齢別職員構成の状況

(令和5年4月1日現在)

区分		20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計	
		未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上		
職員数	令和	5	6	22	50	45	44	42	46	50	62	34	26	14	441
	平成	30	4	34	40	41	38	52	50	64	32	40	37	5	437

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法の改正に伴い、平成28年度から人事評価制度を導入しています。
職務遂行の過程において発揮された能力を評価する「能力評価」と目標管理による業務上の業績を評価する「業績評価」の両面から評価し人事管理の基礎とします。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和5年度一般会計決算統計)

歳出額A (千円)	人件費B (千円)	人件費率B/A (%)
33,221,386	2,416,062	7.3

※ 人件費には、各種委員等の特別職に支給する給料・報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況 (令和5年度一般会計当初予算)

職員数 A	給与費 (千円)				一人当たり 給与費 B/A千円
	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
302	1,046,000	188,170	401,000	1,635,170	5,414

※ 職員手当には、退職手当は含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与(給料及び諸手当を含むもの)月額及び平均年齢の状況
(令和5年4月1日現在)

区 分	一般行政職	公務補等 技能労務職	保健師・看護師 等の医療職	薬剤師等の 医療技術職	医師
平均給料月額	292,500 円	247,400 円	306,900 円	297,700 円	1,305,500 円
平均給与月額	346,653 円	267,983 円	371,363 円	357,816 円	2,391,800 円
平均年齢	39歳5カ月	58歳1カ月	41歳3カ月	40歳3カ月	55歳0カ月

(4) 職員の初任給と経験年数別・学歴別平均給料月額

(令和5年4月1日現在)

区分	学歴別	初任給	経験年数ごとの平均給料月額			
			10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	
一般行政職	令和5年度	大卒	185,200 円	268,815 円	305,055 円	356,860 円
		高卒	154,600 円	228,855 円	270,213 円	312,286 円
	令和4年度	大卒	182,200 円	267,680 円	297,586 円	354,425 円
		高卒	150,600 円	229,038 円	281,080 円	311,486 円

(5) 特別職の報酬等

(令和5年4月1日現在)

区分	給料月額 (円)	期末手当	区分	報酬月額 (円)	期末手当
町長	847,000	6月期 1.90月分	議長	306,000	6月期 1.25月分
副町長	679,000	12月期 2.40月分	副議長	246,000	12月期 3.05月分
教育長	611,000	計 4.30月分	常任委員長	234,000	計 4.30月分
			議員	222,000	

(6) 職員手当の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	内容		金額等 (円)	
扶養手当	配偶者		6,500	
	配偶者以外	扶養親族たる子	10,000	
		扶養親族たる父母等	6,500	
	16歳から22歳までの加算 (特定扶養)		5,000	
住居手当	持家		10,000	
	借家 (家賃が16,000円を超える借家等の場合家賃の額に応じて支給)		限度額 28,000	
通勤手当 (通勤距離片道 2km以上の者)	交通機関利用		限度額 45,000	
	自家用自動車等利用	片道距離	2km以上～5km未満	2,000
			5km以上～10km未満	4,200
			10km以上～15km未満	7,100
			15km以上～20km未満	10,000
			20km以上～25km未満	12,900
		25km以上	15,800	
管理職手当	医師職 給料の100分の18			
	部長職		60,000	
	次長職		50,000	
	課長職		46,000	
	主幹職		37,000	
特殊勤務手当	勤務が危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に支給する。			
時間外勤務手当	正規の勤務時間を越えて勤務を命ぜられた職員に支給する。			
広域異動手当	実務研修のため国又は北海道等の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額に異動距離に応じた率の相当額を支給する。			
		300km以上 100分の10 60km以上300km未満 100分の5		
期末・勤勉手当	6月期	期末手当 1.225月分	計 2.25月	
		勤勉手当 1.025月分		
	12月期	期末手当 1.225月分	計 2.25月	
		勤勉手当 1.025月分		
寒冷地手当	11月から3月までの5ヶ月間、各月の初日に在職し常時勤務に服する職員に対し支給する。			
	世帯主	扶養親族のある職員	26,380	
		その他の世帯主である職員	14,580	
その他の職員		10,340		
退職手当	退職手当額は、退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じて算出される			
	区分	自己都合	勸奨・定年	
	勤続10年	5.022月分	8.37月分	
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分		

(7) ラスパイレス指数の状況

	令和5年4月1日現在
別海町	96.4
類似団体平均	95.6
全国町村平均	96.3

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和5年4月1日現在）

1週間の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	閉庁日
38時間45分	8時45分	17時30分	12時00分 ） 13時00分	土曜日・日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月31日から翌年1月5日まで

※ 勤務場所により異なる労働形態があります。

(2) 休暇の種類

年次休暇	暦年20日間（残日数20日を限度として翌年に繰越）
病気休暇	暦年90日間
特別休暇	・忌引休暇（配偶者10日・父母7日・子5日・祖父母3日等） ・結婚休暇（5日）・子の看護休暇（5日） ・配偶者出産休暇（3日）等
介護休暇（無給）	職員の近親者の負傷、疾病または老齢のため日常生活を営むことに支障がある場合（要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごと、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内）
組合休暇（無給）	職員が任命権者の承認を得て、承認された職員団体または労働組合の運営のために必要不可欠な業務ないし活動に従事する期間

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の取得状況（令和5年度）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
男性職員	2人	0人	0人
	0人	0人	0人
女性職員	9人	4人	0人
	9人	0人	0人
計	11人	4人	0人
	9人	0人	0人

※ 上段には令和5年度に新たに休業を取得した者、下段には休業期間が令和4年度から令和5年度にかけて引続いている者の数です。

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（令和5年度）

処分事由	処分の種類		
	降任	免職	休職
勤務実績がよくない場合	0件	0件	0件
心身の故障の場合	0件	0件	9件
職に必要な的確性を欠く場合	0件	0件	0件
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0件	0件	0件
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件

※分限処分とは、勤務実績が良くない場合や、心身の故障のためにその職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合など、その職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率性を保つことを目的としてその職員の意に反して行われる処分のこと。

(2) 懲戒処分の状況（令和5年度）

処分の種類	戒告	減給	停職	免職
処分事由				
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反した場合	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0件	0件	0件	0件
処分人数	0人	0人	0人	0人

※懲戒処分とは、職員の義務違反に対して責任を問い、秩序の維持を図るための制裁的な処分のこと。

7 職員のサービスの状況

別海町事務取扱規程の中に職員のサービスの基本概念を定め、町民の奉仕者としての観念に徹し、公共の利益のため勤務するよう職員に周知徹底を図っております。

8 職員の退職管理の状況

(1) 再就職の状況（令和4年度退職者）

	定年退職者	勸奨退職者
再就職した者	10人	1人
当該団体	6人	0人
他の地方公共団体	4人	0人
地方独立行政法人	0人	0人
地方三公社	0人	0人
非営利法人	0人	0人
営利法人	0人	1人
自営業	0人	0人
再就職しない者	3人	3人
不明である者	0人	0人
計	13人	4人

9 職員の研修の状況（令和5年度総務課所管分）

実施機関	研修内容	受講者数
北海道市町村職員研修センター	指導能力研修	5人
	管理能力研修	4人
	問題発見・解決	1人
	窓口対応マナー	2人
	地域力向上	1人
	税務事務・応用研修	2人
	接遇指導者養成	1人
	法令実務（応用）	1人
	北海道市町村振興協会	北海道・市町村交流職員研修会
農林水産省	農村政策研究会	1人
北海道町村会	研修講師研究会（フォローアップ研修）	4人
根室町村会	法令実務入門研修	4人
	新規採用職員研修	16人
	初級職員研修	8人
	中級職員研修	7人
実施機関	研修内容	受講者数
別海町	新規職員職場研修（OJT）	18人
	新規採用職員研修	15人
	新規採用職員酪農体験研修	10人
合計		101人

※上記のほか、各所属において必要に応じ専門研修等を受講しています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済制度があります。本町職員に対して適用される共済制度は、北海道市町村共済組合が制度を運用、実施しています。

また、職員は共済組合の事業をより充実、補完するために設けられた(財)北海道市町村職員福祉協会に加入し、福利厚生の実施を図っております。

なお、北海道市町村共済組合及び福祉協会の詳しい事業内容については、共済組合及び福祉協会のホームページをご覧ください。

① 職員の互助会等の加入状況（令和5年度）

(財)北海道市町村職員福祉協会に対する公費負担状況

会員数	公費負担額	公費負担率	一人あたり公費負担額
540	1,339,000 円	50.1%	2,478 円

② 職員の健康診断の実施状況（令和5年度）

健康診断の種類	受診者数
総合健診	351 人
定期健診	143 人

(2) 公務災害等の状況（令和5年度）

区分	申請件数	認定件数
公務災害	2 件	2 件
通勤災害	0 件	0 件